



鳥取県公報

平成 22 年 9 月 17 日 (金)
第 8 2 2 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (552) (福祉保健課) 2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (553) (〃) 2
	生活保護法による診療所の再開の届出 (554) (〃) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (2 件) (555・556) (経済通商総室) 2
	河川整備基本方針の策定 (557) (河川課) 4
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (46) 4
◇ 教委告示	鳥取県指定保護文化財の指定 (20) (文化財課) 5
	鳥取県指定名勝の指定 (21) (〃) 6

告 示

鳥取県告示第552号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
やまもと整形外科クリニック	米子市米原六丁目6-4	平成22年8月4日
さくま内科・脳神経内科クリニック	米子市長砂町59-1	平成22年7月1日

鳥取県告示第553号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
さくま内科・脳神経内科クリニック	米子市長砂町59-1	平成22年6月30日

鳥取県告示第554号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を再開した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	再開年月日
みのりクリニック	倉吉市福守町406-4	平成22年8月19日

鳥取県告示第555号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鳥取グリーンシティ
鳥取市若葉台北六丁目1
- 2 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
変更前 財団法人鳥取開発公社 理事長 中島 稔
鳥取市西町二丁目311
変更後 財団法人鳥取開発公社 理事長 大西 康隆
鳥取市西町二丁目311
- 3 変更年月日
平成21年4月1日
- 4 変更する理由
理事長改選のため
- 5 届出年月日
平成22年9月2日
- 6 縦覧に供する書類
大規模小売店舗を設置している者の変更届出書
- 7 縦覧に供する期間
平成22年9月17日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室
鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局
鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済戦略課
- 9 意見書の提出
鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第556号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成22年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
鳥取グリーンシティ
鳥取市若葉台北六丁目1
- 2 変更する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 イオンリテール株式会社 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時
株式会社大創産業 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時

変更後 イオンリテール株式会社 開店時刻 午前8時 閉店時刻 午後9時
株式会社大創産業 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前9時から午後10時まで

変更後 午前7時30分から午後9時30分まで

3 変更年月日

平成15年4月21日

4 変更する理由

地域住民等からの要望による。

5 届出年月日

平成22年9月2日

6 縦覧に供する書類

大規模小売店舗を設置している者の変更届出書及びその添付書類

7 縦覧に供する期間

平成22年9月17日から4日間

8 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商総室

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部総合事務所県民局

鳥取市尚徳町116 鳥取市経済観光部経済戦略課

9 意見書の提出

鳥取市の区域内に居住する者、鳥取市において事業活動を行う者、鳥取市の区域をその地区とする商工会議所及び商工会その他の鳥取市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため当該大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第557号

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、河川整備基本方針を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり公表する。

平成22年9月17日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 河川整備基本方針を定めた河川

蒲生川水系

2 河川整備基本方針を縦覧に供する場所

鳥取県土整備部河川課、鳥取県東部総合事務所及び岩美町産業建設課

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第46号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに東伯郡選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第

5 項（同法第75条第 5 項、第76条第 4 項、第80条第 4 項、第81条第 2 項及び第86条第 4 項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成22年 9 月17日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の 1 の数 9,724
 鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に 6 分の 1 を乗じて得た数と40万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数 147,700
 東伯郡において選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 16,559

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第20号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第 3 項の規定により告示する。

平成22年 9 月17日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

考古資料の部

名称	員数	所在の場所
井手挾 3 号墳出土埴輪一括		米子市中町20 米子市立山陰歴史館
一 形象埴輪		米子市福市281 米子市埋蔵文化財センター
盾持人	3 箇	
小型人物	1 箇	
鹿（大）	1 箇	
鹿（小）	1 箇	
水鳥（大）	1 箇	
水鳥（小）	1 箇	
鶏	1 箇	
形象埴輪残欠		
二 円筒埴輪		
普通円筒	20 箇	
朝顔形円筒	2 箇	
円筒埴輪残欠 （平成 4 年度調査出土遺物）		

工芸品の部

名称	員数	所在の場所
松に猿嵌木丸額 <small>はめ</small>	1 面	鳥取市覚寺堤下 1 - 55 - 1

		渡辺美術館
--	--	-------

建造物の部

名称	員数	所在の場所
桑田家住宅及び醤油醸造施設		倉吉市東仲町2591、2592、2595、2596、2599、2600
主屋	1棟	
西土蔵	1棟	
作業場	1棟	
倉庫	1棟	
物置	1棟	
煙突	1基	
附 透視図（大正年間）	1枚	
宅地（塀、裏門及び石橋を含む。）	1,259.9㎡	
高田酒造（高田家住宅及び醸造施設）		倉吉市西仲町2633
主屋	1棟	
茶室	1棟	
待合	1棟	
仕込蔵	1棟	
新蔵	1棟	
窯場・麹室	1棟	
会所場	1棟	
ふなば・試験室	1棟	
附 棟札（天保14年）	1枚	
附 家相図（明治14年）	1枚	
宅地（裏門、塀及び石橋を含む。）	974.7㎡	

鳥取県教育委員会告示第21号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定名勝の指定をするので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成22年9月17日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

名勝の部

名称	所在地又は地域
桑田氏庭園	倉吉市東仲町2595、2596、2599、2600のうち実測132.2平方メートル
高田氏庭園	倉吉市西仲町2633のうち実測63.5平方メートル